

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
が休息日である)

目 次

◇企業管理規程

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程

企業管理規程

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十五年十一月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業管理規程第二号

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局組織規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条総務課の項第四号中「及び埋立事業」を「埋立事業及び観光施設事業」に改め、同項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 観光施設に関すること。

附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。

鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十五年十一月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業管理規程第三号

鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県営企業財務規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第一節 削除(第十四条・第十五条)」を 「第一節 収入の調

定(第十四条・第十五条) 第二節 納入の通

知等(第十六条―第十七条)」に改める。

第三章第一節を次のように改める。

第一節 収入の調定

第十四条 知事は、収入の理由が生じたときは、当該収入について、収入
回議書により所属年度その他必要な事項を調査のうえ、直ちに徴収の決
定をし、収入調定票に登記するとともに、出納員に通知しなければならない。
ない。

第十五条 知事は、その性質上収入の徴収前に調査及び徴収の決定(以下
「調定」という。)をしない納入金の納入があつたときは、出納取扱店
又は収納取扱店から送付された領収済通知書により直ちに調定をしなけ
ればならない。

第三章中「第二節 収入」を「第二節 納入の通知等」に改める。

第十六条の見出しを「(納入通知書による納入の通知)」に改め、同条
第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「第十四条の規定による」に改
め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条の次に次
に二条を加える。

(口頭その他の方法による納入の通知)

第十六条の二 知事は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入
については、口頭その他の方法によつて納入の通知をすることができ
る。

- 一 観光施設の利用に係る収入
 - 二 前号に掲げるもののほか、その性質上納入通知書によりがたい収入
- 2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、払込書を
発行することができる。

(徴収又は収納の事務の委託)

第十六条の三 知事は、法第三十三条の二の規定により公金の徴収又は収
納の事務を委託しようとするときは、領収の方法、記録管理の方法、払
込みの時期その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。
い。

2 公金の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、収納した収入金を、
払込書により出納取扱店又は収納取扱店に払い込まなければならない。
第十七条第一項及び第三十一条第一項中「納入通知書」の下に「又は払
込書」を加える。

第六十五条の三中「昭和二十八年一月鳥取県規則第三号」を「昭和四十
八年十一月鳥取県規則第六十六号」に改める。

第六十六条第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 払込書、領収書及び領収済通知書 第二十四号様式の二
別表第一の鳥取県官観光施設事業勘定科目の収益の部を次のように改め
る。

収 入 の 科 目

(8) 収 入

収 入	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目
収 入	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目
収 入	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目
収 入	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目
収 入	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目
収 入	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目
収 入	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目
収 入	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目
収 入	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目
収 入	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目

別表第一の鳥取県管観光施設事業勘定科目の収益の部の次に費用の部として次のように加える。

その他の営業収益	貸付収益	料	受取利息及び配当金	貸付収益	利息	金	金
営業外収益	貸付収益	利息	預金利息	貸付金利息	利息	利息	利息
特別利益	貸付収益	利息	有価証券利息	有価証券利息	利息	利息	利息
特別利益	貸付収益	利息	他会計補助金	他会計補助金	補助金	補助金	補助金
特別利益	貸付収益	利息	補雑収益	補雑収益	雑収益	雑収益	雑収益
特別利益	貸付収益	利息	固定資産売却益	固定資産売却益	売却益	売却益	売却益
特別利益	貸付収益	利息	過年度損益修正益	過年度損益修正益	修正益	修正益	修正益
特別利益	貸付収益	利息	その他特別利益	その他特別利益	特別利益	特別利益	特別利益

100項目以上の項目を整理する。

(9) 費用の部

科目	款	項	目	節	備考
費用	観光施設事業費用	営業費用	施設運営費	料	料
				当	料
				金	料
				費	料
				給	料
				手	料
				退	料
				職	料
				定	料
				福	料
				利	料
				福	料
				生	料
				厚	料
				報	料
				賃	料
				被	料
				消	料
				報	料
				旅	料
				光	料
				燃	料
				印	料
				刷	料
				製	料
				運	料
				保	料
				害	料
				信	料
				通	料
				損	料
				損	料
				委	料

料 料 費 費 金 費		減 価 償 却 費		補 償 費	
料 料 費 費 金 費	料 料 費 費 金 費	無形固定資産減価償却費	有形固定資産減価償却費	負債	償 金
手当	手数料	固定資産除却費	固定資産除却費	未償還借入金利息	貸 金
退職金	退職金	たばこ資産減耗費	たばこ資産減耗費	長期借入金利息	一 時 借 入 金 利 息
給付金	給付金	その他営業費用	その他営業費用	企業債利息	企業債利息
福利金	福利金	支払利息及び企業債取扱諸費	支払利息及び企業債取扱諸費	繰延勘定償却	繰延勘定償却
品 賃	品 賃	資産減耗費	資産減耗費	雑	雑
燃料費	燃料費	償 担	償 担	支 出	支 出
水費	水費	負債	負債	不用品売却原価	不用品売却原価
熱料	熱料	償 金	償 金	その他雑支出	その他雑支出
燃料費	燃料費				
製造本搬	製造本搬				
運保託借	運保託借				
印刷通信	印刷通信				
損害委託	損害委託				
印通損委	印通損委				
手賃修	手賃修				

特別損失	固定資産売却損 臨時損失 過年度損益修正 過年度損 その他特別損失	100 以上の 項目の ものを 整理 する
------	---	--------------------------------------

第24号様式の2 (第15条、第16条の2、第16条の3、第17条、第31条、第66条関係)

表 面

第14条、第66条関係)」や「(第14条、第66条関係)」
 第16条、第66条関係)」や「(第14条、第16条、第66
 条関係)」
 第24号様式の次に次の一様式を加える。

払込書・領収証書	
払込者	住所 氏名
年度	事業会計
金額	円
百万	千
円	
ただし	
上記のとおり払い込みます。	
年	月
日	
上記の金額を領収しました。	
年	月
日	
銀行	店
	⑩
領収済通知書(払込書)	
払込者	住所 氏名
年度	事業会計
金額	円
百万	千
円	
ただし	
上記の金額を領収したので通知します。	
年	月
日	
銀行	店
	⑩
鳥取県企業局企業出納員 股	

副 込 カ ー ボ ン

上記の金額を領収したので通知します。

年 月 日

銀行 店 ⑩

裏 面

領収済通知書(払込書控)

払込者 住所 氏名	年度		事業会計			
	円	千	百	万	円	金 額
ただし						

副 込 カ ー ド

第二十九号様式中
に改める。

「納入通知書番号」

を

「納入通知書の氏名又は
私」

附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】